

ご両親/法的保護者/代理人の方へ：

お子さまはまもなく3歳を迎えますが、お子さまは就学前特別支援教育の対象となる可能性があります。お子さまが就学前特別支援教育の対象となることが決定された場合、次のいずれかを選択することができます：

就学前特別支援教育を右に記載する日に開始する _____

または

右に記載する日まで早期介入プログラム（Early Intervention Program）を継続し _____、その翌日から就学前特別支援教育を開始する。

お子さまが就学前特別支援教育の対象基準を満たさない可能性もあります。その場合、お子さまの早期介入プログラムサービスは、3歳になる前日に終了します。サービスコーディネーター（Service Coordinator）は、お子さまとご家族の次のステップ、そしてその他のサポートやサービスへの紹介を含む、移行プランの作成をお手伝いします。

お住まいの地域の学区の就学前特別支援教育委員会（Committee on Preschool Special Education）のみが、お子さまが就学前特別教育の対象であるかどうかを判断することができます。

この通知では、お子さまが就学前特別支援教育の基準を満たしているかどうかを確認するために、あなた、サービスコーディネーター、そして就学前特別支援教育委員会が実行しなければならない手順について説明します。手順には次のようなものがあります：

- 早期介入プログラムから就学前特別支援教育への移行をサポートするための手順とサービスを、サービスコーディネーターと一緒に計画する。
- お子さまが就学前特別支援教育の対象となる可能性があるという就学前特別支援教育委員会への通知をオプトアウトする（書面で）かどうかを決定する。
- 希望する場合、サービスコーディネーターと就学前特別支援教育サービス委員会の委員長（chairperson）または指定者とミーティングを行う（移行カンファレンス（Transition Conference））。
- お子さまが就学前特別支援教育委員会に紹介される。
- 就学前特別支援教育委員会にどの早期介入プログラムの記録を転送するかを決定する。
- 就学前特別支援教育委員会によるお子さまへの評価を受ける。
- お子さまの移行日を決定する。

お子さまが3歳になる前に就学前特別支援教育委員会による評価を受けず、就学前特別支援教育委員会によるサービスの対象とならないことが判断された場合、早期介入プログラムのサービスは、お子さまの3歳の誕生日の前日に終了します。お子さまが必要なサービスを確実に受けられるように、就学前特別支援教育委員会は、お子さまが3歳になる前に対象となるかどうかを決定しなければならないことにご注意ください。

以下の情報を詳しくお読みください。

ご質問がありましたら、サービスコーディネーターがお答えします。

移行のためのステップ

- サービスコーディネーターはあなたと面談し、あなたとお子さまが早期介入プログラムを終了し、就学前特別支援教育や「Head Start」などの新しいサービスを開始するために必要な手順を特定する移行プランを作成します。移行プランには、サービスの変更に適応するためにあなたやお子さまに必要な可能性のある支援やサポートを含める必要があります。
- サービスコーディネーターは、お子さまが就学前特別支援教育プログラムとサービスの対象となる可能性があることを学区に通知する必要があります。あなたには、この通知を書面によりオプトアウトする（反対する）機会があります。書面でオプトアウトする（反対する）と、サービスコーディネーターはこの手順を実行することはできません。
- サービスコーディネーターは、あなたがサービスコーディネーターと就学前特別支援教育委員長（またはその指定者）に会う機会をあなたに提供しなければなりません。お子さまがすでに他の州機関からサービスを受けている場合、または追加のサービスを必要とする可能性がある場合は、その機関の代表者にも出席してもらうことが適切です。このミーティングは移行カンファレンスと呼ばれます。

あなたが移行カンファレンスを希望するかどうかを決めます。カンファレンスを実施する場合、あなたは同意することをサービスコーディネーターに求められます。移行カンファレンスを希望する場合、サービスコーディネーターがカンファレンスを手配することに対するあなたの同意が必要となります。あなたはこのカンファレンスを辞退することもできます。

移行カンファレンスは、参加者全員にとって都合の良い時間と場所で開催する必要があります。就学前特別教育委員長または指定者は電話で参加することができます。

移行カンファレンスの主要な目標は次のとおりです：

- 早期介入プログラムと就学前特別支援教育サービスの違いを確認する。
- いつ、どのようにお子さまを就学前特別支援教育委員会に紹介するかについて話し合う。
- 就学前特別支援教育委員会の評価と適格性プロセスについて話し合う。
- あなたの質問に答える。
- お子さまのために就学前特別支援教育委員会を通して受けられるサービスの選択肢を検討する。
- 移行プランを作成・更新する。

移行カンファレンスを行うかどうかに関わらず、あなたは学区の就学前特別支援教育委員会にお子さまの紹介を行うことを決めることができます。サービスコーディネーターがこの紹介をお手伝いします。

お子さまが就学前特別支援教育委員会による評価を受け、就学前特別支援教育委員会がお子さまの3歳の誕生日前に就学前特別支援教育の資格について決定を行うことができるように、十分な期間をもって紹介が行われる必要があります。そうでない場合、早期介入プログラムのサービスはお子さまが3歳になる前日に終了します。

- お子さまの紹介が行われると、就学前特別支援教育委員会はあなたに連絡をし、お子さまの評価方法についてお知らせします。就学前特別支援教育委員会は、お子さまを評価するためにあなたの同意を求めます。

評価同意書にすみやかに署名し返送してください。就学前特別支援教育委員会は、同意書受領後にお子さまを評価し、3歳になる前に就学前特別支援教育の対象であるかどうかを決定するために十分な時間を必要とします。就学前特別支援教育委員会から、お子さまの評価の手配について連絡があります。

評価同意書が署名・返送されていない場合、就学前特別支援教育委員会はあなたに連絡をし、資料を受け取って理解したかどうかを確認します。

- 就学前特別支援教育委員会は、お子さまの早期介入プログラムの記録を用いて評価方法を決定します。サービスコーディネーターは、早期介入プログラムからの評価レポートやその他有用な記録を特定するためにあなたと連携します。サービスコーディネーターは、早期介入プログラムによる就学前特別支援教育委員会に有用な評価レポートと記録を提供するために、あなたの同意を必要とします。
- 就学前特別支援教育委員会は、あなたの同意を得てから60暦日以内にお子さまの適格性とサービスについて決定を行う会議を開き、教育委員会（Board of Education）に勧告を提出する必要があります。

あなたは「個別家族サービス計画チーム」（Individualized Family Service Plan）の一員であるのと同様に、お子さまの就学前特別支援教育委員会の一員となります。

あなたは就学前特別支援教育委員会に対し、早期介入プログラムのサービスコーディネーターをこのミーティングに招待するよう依頼することができます。

就学前特別支援教育委員会追加の保護者メンバーをミーティングに出席するよう依頼することができます。この依頼は、ミーティングの少なくとも72時間前までに就学前特別支援教育委員会に行う必要があります。追加の保護者メンバーとは、学区または近隣の学区に住む障害のある子どもの保護者のことをいいます。

- お子さまが就学前特別支援教育の対象になると、お子さま向けの個別教育プログラムが作成されます。

就学前特別支援教育委員会は、お子さまの個別教育プログラムと個別家族サービス計画の違いについて説明します。

お子さまが初めて対象となった際に、就学前特別支援教育プログラムとサービスを開始するか、お子さまが年齢制限に達するまで早期介入プログラムにとどまるかを選択できます。

お子さまを早期介入プログラムにとどめておくことに決めた場合にも、いつでも就学前特別支援教育委員長に連絡することによって早期介入プログラムを終了し、お子さまの就学前特別教育プログラムとサービスを開始することができます。

- お子さまが就学前特別支援教育の対象にならない場合、早期介入プログラムサービスは、お子さまが3歳を迎える前日に終了することになります。

お子さまの移行プランは、必要に応じて見直しや修正が行われます。

お子さまとご家族がその他のサービスを必要とする場合、プランにはこれらのサービスと、サービスを受けるための手順が含まれます。

- あなたが就学前特別支援教育委員会による適格性またはサービスに関する決定に同意しない場合、または就学前特別支援教育委員会が、お子さまが3歳になる前に就学前特別支援教育サービスの対象となるかどうかを決定するために十分な時間を設けてお子さまを評価に対する同意書を送付したものの、就学前特別支援教育委員会が期限までに作業を完了しない場合、あなたは教育法に基づく適正手続きを行う権利を有します。

あなたは次を行うことができます：

- 特別教育品質保証リジョナルオフィス（Special Education Quality Assurance Regional Office）に連絡し、明確な説明や技術的なサポートを受ける。
- 就学前特別支援教育委員会が期限内に決定を行わなかった場合、その決定に関する調停または公平な聴聞会を要請する。

最終決定が行われるまでの間、お子さまには就学前特別支援教育委員会と合意したサービスを受ける権利があります。就学前特別支援教育委員会とお子さまが必要とするサービスについて合意がされない場合、公平な聴聞会担当官が、期間中にお子さまが受けられるサービスを決定します。

サービスコーディネーターが、お子さまを就学前特別支援教育委員会に紹介するために必要な情報を適時に提供しない場合、調停や公正な聴聞会など公衆衛生法に基づく適正手続きを行う権利がある場合があります。

ただし、これらの適正手続きへの権利は次の場合にのみ行使できます：

- あなたが、移行カンファレンスの手配に間に合うようにサービスコーディネーターに同意を伝えている場合（移行カンファレンスを希望しないことをサービスコーディネーターに伝えている場合を除いて）。
- お子さまが3歳になる前に、就学前特別支援教育委員会がお子さまが就学前特別支援教育サービスの対象であるかどうかを決定するための十分な時間をとって、あなたがお子さまを就学前特別支援教育委員会に依頼している場合。